

## 一水会推せん規則

第一条 一水会員であって大阪弁護士会の会長または副会長の候補者（以下候補者という）となろうとする者は、本規則の定めるところにしたがって一水会の推せんを受けることができる。

第二条 候補者を推せんするか否か、だれを推せんするか、副会長の候補者を推せんする場合は一名推せんするか二名推せんするかは、総会においてこれを決定する。

第三条 総会で推せんを受けようとする者は、選考委員会で選考を受けることを要する。

前項の選考については別に定める選考委員会規定による。

第四条 前条の選考を受けた者で候補者になろうとする者は、自署捺印した書面によりその旨幹事長に届出なければならない。

前項の届出の期間は、幹事会の決定にもとづき幹事長がこれを候補者にあらかじめ通知する。

第五条 総会が会長の候補者を推せんする旨の決議をした場合において、会長の候補者になろうとする者が二名以上あるときは、直接・単記・無記名投票により総会出席者の過半数の得票者をもって会長の候補者とする。

2 前項の投票の結果、過半数を得た者がいないときは、上位二名（一位複数の場合はその者全員、一位一名二位複数の場合は一位の者と二位の全員）の者につき再度直接・単記・無記名投票を行い、上位得票者をもって会長の候補者とする。

第六条 前条第二項の投票の結果最高得票者が二名以上あるときは、幹事長およびその指名する者三名の立会のうえ、抽せんにより会長の候補者を決定する。

第七条 前二条の規定は、総会が副会長の候補者を一名推せんする旨の決議をした場合に準用する。

第八条 総会が副会長の候補者を二名推せんする旨の決議をした場合において、副会長の候補者になろうとする者が三名以上あるときは、直接・二名以内の不完全連記・無記名投票により総会出席者の過半数を得た者のうち上位二名をも

って副会長の候補者とする。

2 前項の投票の結果、過半数を得た者が一名のときは、その者を候補者とするほか、二位及び三位のうち上位二名（ただし、二位複数の場合はその全員、二位一名、三位複数の場合は二位の者及び三位の全員）の者につき再度直接・単記・無記名投票を行い、上位得票者一名をもって副会長の候補者とする。

3 第一項の投票の結果、過半数を得た者がいないときは、上位三名（ただし、一位三名以上の場合、一位二名、二位複数の場合、または一位、二位各一名、三位複数の場合は、それぞれその全員）の者につき再度直接・二名以内の不完全連記・無記名投票を行い、上位得票者二名をもって副会長の候補者とする。

第九条 前条第一項または第三項の投票の結果最高得票者が三名以上あるときは、そのうち二名を、また、前条第一項乃至第三項の投票の結果最高得票者一名、二位複数の場合は、最高得票者のほか、二位の者のうち一名を、幹事長およびその指名する者三名の立会のうえ抽せんによりそれぞれ副会長の候補者として決定する。

#### 附則

一 この規則は、昭和六十年四月一日より施行する。

二 第二条及び第五条乃至第九条の改正規定は、平成十六年四月一日より施行する。